

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

令和 2 年 2 月

栗 東 市

目 次

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	位置づけ	1
1-3	避難勧告等の判断基準を定める自然災害	1
1-4	避難勧告等の種類	2
1-5	避難行動（安全確保行動）の考え方	3
1-6	避難勧告等の対象とする区域	4
1-7	業務フロー	6
2	情報の収集	7
2-1	雨量・水位情報の収集	7
2-2	地域情報の収集	9
3	避難勧告等の判断	10
3-1	情報整理	10
3-2	避難勧告等の判断	11
3-3	避難対象地区の判断	15
4	避難所等の開設	19
4-1	避難所等の開設の伝達	19
4-2	避難所開設準備及びその報告	19
4-3	避難誘導體制の確立	19
5	避難勧告等の伝達	20
5-1	避難勧告等の発令	20
5-2	避難勧告等の伝達手段、伝達先	21
6	避難勧告等の解除	22
6-1	避難勧告等の解除基準	22
6-2	避難勧告等の解除の伝達	22
	資料編	1
1	避難勧告等の実施基準	1
2	洪水浸水想定区域	2
3	土砂災害警戒区域	4
4	気象予警報の種別および発表基準等	7
5	情報システムで提供される防災気象情報等	8
6	洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト	13
7	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	14
8	広報文例	16
9	災害危険区域に係る要配慮者利用施設	18
10	報告様式	20

1 総則

1-1 目的

本マニュアルは、大雨に起因する風水害が発生するおそれがある場合において、市が関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、躊躇することなく避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）を発令し、速やかに居住者等に伝えるための具体的な業務手順を示すことを目的としている。

また、本マニュアルを適切に運用することにより、風水害から市民の生命を守ることを目的としている。

1-2 位置づけ

本マニュアルは、「栗東市地域防災計画」第3章災害応急対策計画の第3節「生命を守るための対策」のうち、避難勧告等の判断・伝達に関する業務手順を具体化したものとして位置づける。

また、本マニュアルは、随時、避難勧告等の判断、伝達業務に関わる職員で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

1-3 避難勧告等の判断基準を定める自然災害

本マニュアルにおいては、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国等で指定され、河川管理者が水位の観測等を行っている洪水予報河川^{※1}や水位周知河川^{※2}の氾濫による「水害」と「土砂災害」を対象として、避難勧告等の発令の判断基準を定める。

なお、水位を観測していない中小河川^{※3}の氾濫や内水氾濫^{※4}による浸水については、降雨データのみで避難勧告等の発令の判断基準を定めることが困難であることから、本マニュアルの対象としていないが、地域からの通報等により、避難勧告等を発令する場合がある。

※1 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国や都道府県が指定した河川で、気象庁と河川管理者（国土交通省・滋賀県）との共同により水位や流量の予報が行われる河川

※2 水位周知河川

洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、現状の水位や流量の情報が提供される河川

※3 中小河川

洪水予報河川、水位周知河川に該当しない全ての河川

※4 内水氾濫

集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地、道路等が浸水すること（河川の氾濫を「外水氾濫」という。）

1-4 避難勧告等の種類

災害により人的被害が発生する危険性が高まった時に、市はその危険度に応じて避難勧告等を発令し、市民に対して、避難勧告等の種類に応じた適切な避難行動を求める。

なお、避難勧告等は、市長、県知事のほか、警察官、自衛官等が現場の状況に応じて発令することがあるが、本マニュアルでは、市長が実施する避難勧告等を対象とする。

⇒ 資料編「1 避難勧告等の実施基準」(p資料1) 参照

表 1-1 避難勧告等の種類

災害の緊迫度	災害の緊迫度		
	高		極めて高い
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
	警戒レベル3	警戒レベル4	
避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
発令時の状況	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況、また、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要がある状況	災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況	災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、緊急に避難をする必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ●速やかな避難に向けた準備 (家族との連絡、非常時持出品の用意等) ●避難行動要支援者は、避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●立退き避難 (指定緊急避難場所への移動や近隣の高い建物等への移動) ●屋内安全確保 (建物内の安全な場所での待避) 	<ul style="list-style-type: none"> ●まだ立退き避難をしていない者の緊急立退き避難 (指定緊急避難場所等への移動) ●立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動 (建物内の安全な場所での待避等)

1-5 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」である。

次の全ての行動を避難行動と定義し、①②③を「立退き避難」、④を「屋内での安全確保措置」と呼ぶ。

- ① 指定緊急避難場所への移動
- ② 自宅から移動して安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

なお、立退き避難が必要となる災害事象は、表1-2のとおりであるが、避難勧告等の発令時には、あらかじめ定めた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難とともに、屋外が危険な場合は、屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

また、台風の接近に伴い、気象警報や特別警報が発表又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

表1-2 立退き避難が必要となる災害事象

洪水等（洪水、内水氾濫）
①堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合（家屋倒壊等氾濫想定区域）
②山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合（家屋倒壊等氾濫想定区域）
③氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
④人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
⑤浸水が長期間継続するおそれがある場合
土砂災害
①背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
②土石流が発生し、被害のおそれがある場合
③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

1-6 避難勧告等の対象とする区域

本マニュアルにおいては、水害、土砂災害ともに「大字・町丁目等」を単位として避難勧告等を発令する。

(1) 洪水等の避難対象区域

洪水等に関する避難勧告等の対象となる区域は、洪水予報河川、水位周知河川の氾濫を想定した洪水浸水想定区域を基本として設定する。

洪水等の避難勧告等の発令対象となる区域は、洪水浸水想定区域が所在する大字・町丁目等で表1-3のとおりである。

なお、洪水浸水想定区域外に居住する住民であっても、中小河川の氾濫や内水氾濫により、避難行動をとることが必要な場合があることに留意する。

表1-3 洪水等の避難勧告等の発令対象となる地域

対象河川	避難を要する地域
【洪水予報河川】 野洲川下流	上鈎、下鈎、伊勢落、林、出庭、辻、高野、六地藏、小野、手原1～8丁目、中沢1・3丁目、大橋1～7丁目、蜂屋、野尻、縵1～10丁目、苧原、笠川、小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、北中小路、十里
【水位周知河川】 草津川	下戸山、岡、目川、坊袋、川辺、安養寺6～8丁目、小柿1～10丁目、中沢1～3丁目、上鈎、下鈎、御園、上砥山、井上、東坂、観音寺、縵4～6丁目、苧原、笠川、小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里

⇒ 資料編「2 洪水浸水想定区域」(p資料2～3)参照

(2) 土砂災害の避難対象区域

避難勧告等の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

土砂災害の避難勧告等の発令対象となる区域は、土砂災害警戒区域等が所在する大字・町丁目等で表1-4のとおりである。

避難勧告等が発令された場合は、発令対象学区等の住民のうち、居住地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に所在する住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動(立退き避難、屋内安全確保)をとる必要がある。

表 1 - 4 土砂災害の避難勧告等の発令対象となる地域

避難を要する地域	想定される災害
御園	急傾斜地崩壊
上砥山	急傾斜地崩壊
荒張	土石流、急傾斜地崩壊
井上	急傾斜地崩壊
東坂	土石流、急傾斜地崩壊
観音寺	土石流、急傾斜地崩壊、地すべり
下戸山	急傾斜地崩壊
六地藏	急傾斜地崩壊
伊勢落	急傾斜地崩壊

⇒ 資料編「3 土砂災害警戒区域」(p 資料 4~6) 参照

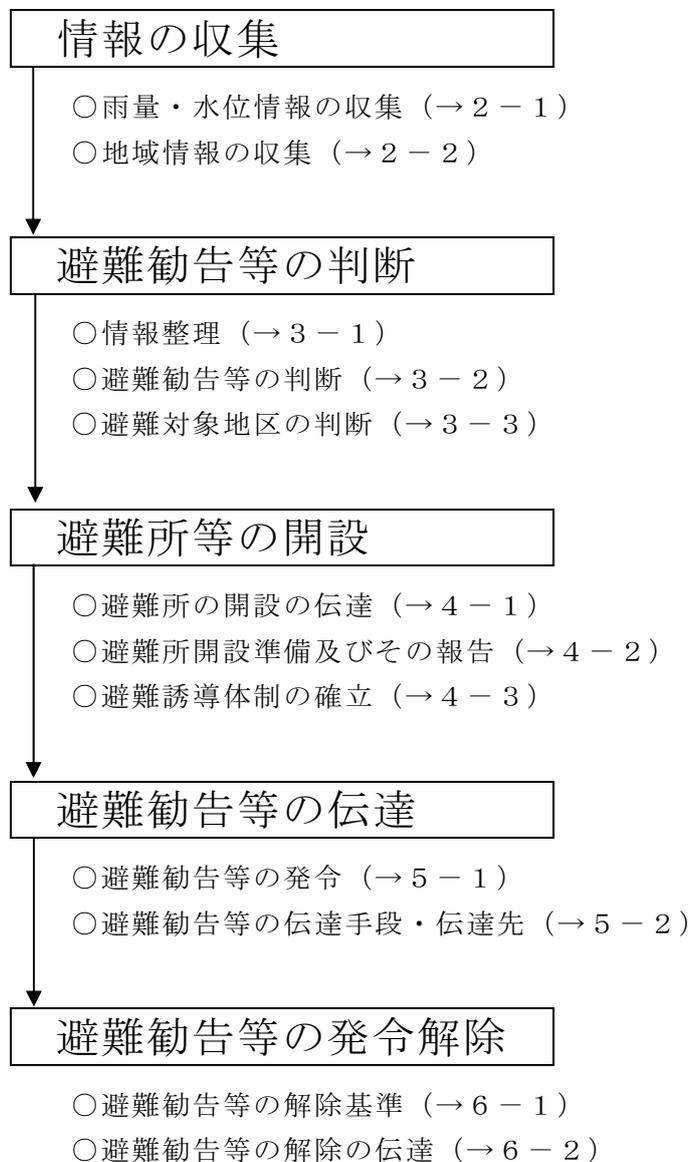
(3) 複数の災害を考慮すべき地域

地域によっては、洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う。

また、複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる。

1-7 業務フロー

大雨注意報や大雨警報、河川水位情報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立されたとき、概ね次の流れで避難勧告等の発令を判断し、その情報を伝達する。



2 情報の収集

市は、大雨注意報や大雨警報、河川水位情報などの気象等に関する情報をきっかけに災害配備体制（水防体制を含む）を確立し、地域防災計画（水防計画）に基づき、雨量・水位等の情報を収集する。

2-1 雨量・水位情報の収集

危機管理課、土木管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局、土木管理班）は、彦根地方气象台、琵琶湖河川事務所、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象警報・注意報、洪水予報、水防警報、水位情報等）を整理するほか、次により雨量・水位情報を入手する。

（1）収集方法

- ・滋賀県土木防災情報システム (<http://www.shiga-bousai.jp/>)
- ・滋賀県防災ポータル (<http://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html>)
- ・気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
- ・国土交通省防災情報提供センター
(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)
- ・国土交通省市町村向け川の防災情報
(http://city.river.go.jp/title_city.html)
- ・その他

⇒ 資料編「4 気象予警報の種別および発表基準等」（p資料7）参照

（2）収集内容

- ア 警報・注意報
栗東市及び周辺地域での警報や注意報の発表状況
- イ 天気予報
今後の天気に関する情報
- ウ 土砂災害警戒情報
本市あるいは周辺地域での土砂災害警戒情報の発令状況
- エ 雨量情報、川の防災情報
上砥山及び観音寺観測所ほか周辺地域の降雨量

表2-1 雨量観測施設

観測所名	設置場所	区分	管理者
上砥山	金勝川	テレメータ	南部土木事務所
観音寺	観音寺	テレメータ	南部土木事務所
栗東	栗東市役所	自記記録計	栗東市
栗東 I C	名神高速道路栗東 I C	テレメータ	西日本高速道路(株)
観音寺	観音寺公民館	自記記録計	観音寺自治会長

オ 解析雨量・降水短時間予報

今後の雨量に関する予測情報

カ 洪水予報

野洲川の洪水予報の発表状況

キ 水位観測所の情報

目川及び上鉤池橋の水位観測所ほか市上流域の河川水位情報

表 2 - 2 水位観測所

河川名	設置箇所	水防団待 機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	責任者
葉山川	上鉤池橋	0.53	0.95	—	—	栗東市土木管理課
	上鉤池橋	0.53	0.95	—	—	南部土木事務所
金勝川	下戸山	河岸高の5割程度 以上の水位		—	—	栗東市土木管理課
	下戸山	1.2	2.6	—	—	南部土木事務所
野洲川	野洲川橋 下流左岸 300m地点	2.5	3.5	4.3	4.8	琵琶湖河川事務所

⇒ 資料編「5 情報システムで提供される防災気象情報等」(p資料8~12)参照

2-2 地域情報の収集

危機管理課、土木管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局、土木管理班）は、次の方法などにより、現場でしか分からない地域固有の情報を入手し、把握する。

（1）巡視などによる地域情報

地域防災計画（水防計画）にもとづき、配備した消防団や関係地元自治会等による河川や周辺状況の巡視により確認された地域情報について報告を受ける。また、必要に応じて、ヒアリングや現地確認を実施し、併せて市によるパトロールを実施する。

（2）関係機関との情報交換

次の各関係機関と連絡を取り合い、相互に把握している関連情報の交換を行い、河川水位や周辺のがけや山腹などの変状に関する情報を入手する。

表 2-3 関係機関の連絡先

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	備考
彦根地方气象台	防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	077-528-3432	勤務時間内
	県庁守衛室		077-528-3993	勤務時間外
滋賀県警察	草津警察署	草津市大路 2-11-16	077-563-0110	
南部土木事務所	管理調整課	草津市草津 3-14-75	077-567-5432	
湖南広域消防局	中消防署	栗東市小柿 3-1-1	077-552-0119	
草津市	危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561-2325	
守山市	危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582-1119	
野洲市	危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6089	
湖南市	危機管理・防災課	湖南市中央 1-1	0748-71-2311	

（3）住民からの通報などによる地域情報

（1）、（2）のほか、市に寄せられる住民からの通報による地域の異常現象や災害関連情報について、関係各課より情報収集する。

3 避難勧告等の判断

避難勧告等の判断は、原則、市長（災害対策本部体制時は本部長）が行うが、必要に応じて、彦根地方气象台や国土交通省琵琶湖河川事務所、県に助言を求める。

また、避難対象地区の判断も同様とする。

3-1 情報整理

危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、収集した各種情報をもとに、避難勧告等の判断基準となる情報を整理し、市長（災害対策本部体制時は本部長）に情報整理結果を報告する。

（1）発表されている気象警報等

市域に次の気象情報や洪水予報等が発表されているかどうかを整理する。

- ・警報または特別警報（大雨、洪水、暴風）
- ・土砂災害警戒情報
- ・記録的短時間大雨情報
- ・野洲川洪水予報

（2）雨量

市及び市周辺の雨量計における、時間雨量、日雨量、累計雨量等の観測値を整理する。

また、短時間雨量予測などにより、今後も雨が降り続くのかどうかを整理する。

（3）水位

市及び市周辺の水位観測所において、次の情報が確認されているかどうかを整理する。

- ・水防団待機水位を超過
- ・氾濫注意水位を超過
- ・避難判断水位を超過
- ・氾濫危険水位を超過

（4）周辺状況

巡視などによる地域情報や住民からの通報などによる地域情報について、「洪水害・土砂災害の前兆現象チェックリスト」を利用し、前兆現象が確認されているかどうかを整理する。

⇒ 資料編「6 洪水害・土砂災害の前兆現象チェックリスト」（p資料13）参照

3-2 避難勧告等の判断

市長（災害対策本部体制時は本部長）は、収集した各種情報を参考に、避難勧告等の判断基準（洪水等に関する避難勧告発令の判断基準、土砂災害に関する避難勧告発令の判断基準）となる情報と照らし合せて、発令する避難勧告等の種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、避難勧告等の種類の判断には、表3-1に示す「警戒レベルと防災気象情報等の関係」を参考にする。

また、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、必要に応じて、表3-2に示す関係機関の助言を求め、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）を総合的に勘案して、避難勧告等の種類、対象地域、避難先等を判断し、市長（災害対策本部体制時は本部長）に具申する。

表3-1 警戒レベルと防災気象情報等の関係

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当規模)		
	避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	
5	○災害発生情報※ ¹	○氾濫発生情報	(大雨特別警報【浸水害】)※ ³	(大雨特別警報【土砂災害】)※ ³
4	○避難勧告 ○避難指示(緊急)※ ²	○氾濫危険情報	○洪水警報の危険度分布(非常に危険)	○土砂災害警戒情報 ○土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ○土砂災害に関するメッシュ情報(きわめて危険)※ ⁴
3	○避難準備・高齢者等避難開始	○氾濫警戒情報	○洪水警報 ○洪水警報の危険度分布(警戒)	○大雨警報(土砂災害) ○土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
2	○洪水注意報、大雨注意	○氾濫注意情報	○洪水警報の危険度分布(注意)	○土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
1	○警報級の可能性	—	—	—

※¹ 可能な範囲で発令

※² 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

※³ 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※⁴ 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

表 3-2 助言を求める機関

機関名	電話番号	助言を求める事項
彦根地方气象台 防災管理官室	0749-22-6142	気象等に関する事 項
国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所野洲川出張所	077-582-3279	野洲川下流の洪水等に関する事 項
滋賀県 防災危機管理局	077-528-3432	災害全般に関する事 項
滋賀県土木交通部 流域政策局	077-528-4152	水害に関する事 項
滋賀県土木交通部 砂防課	077-528-4192	土砂災害に関する事 項
滋賀県南部土木事務所 河川砂防課	077-567-5442	野洲川上流及び杣川、草津川、 土砂災害に関する事 項

(1) 洪水等の避難勧告等の発令基準

洪水等に関する避難勧告等の判断基準は、防災気象情報や河川管理者から提供される水位情報と現地で確認される異常現象等を参考に設定する。

洪水予報河川（野洲川）、水位周知河川（草津川）の避難勧告等の判断基準は、表 3-3、3-4 に示す。

また、市内のその他河川等の避難勧告等の判断基準を表 3-5 に示す。

なお、その他河川等のうち、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられる小河川等については、基本的に避難勧告等の発令対象としない。

(2) 土砂災害に関する避難勧告等の判断基準

土砂災害に関する避難勧告等の判断基準は、防災気象情報や土砂災害警戒情報とそれを補完する土砂災害危険度情報や現地で確認される前兆現象を参考に設定する。

土砂災害の避難勧告等の判断基準は、表 3-6 に示す。

表3-3 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mに達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれているとき ○指定河川洪水予報の水位予測により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.8mに達したと発表されたとき ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想されるとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.8mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である5.995mに到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報等により把握できた場合）

表3-4 水位周知河川（草津川）に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに達したとき ○洪水警報が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①草津川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき ②金勝川の目川水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.6mを超えているとき ③金勝川の目川水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.3mに達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
警戒レベル4 避難指示（緊急）	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である4.565mに到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

表3-5 その他河川等に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現したとき ②市域及び市域上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される時
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現したとき ○異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される時
警戒レベル4 避難指示(緊急)	○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
警戒レベル5 災害生情報	○決壊や越水・溢水が発生したとき(水防団等からの報告により把握できた場合)

表3-6 土砂災害に関する避難勧告等の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過する「避難準備開始の目安(LEVEL2)」となったとき ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合で必要と認められるとき
警戒レベル4 避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生する可能性が高まったとき ○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「避難開始の目安(LEVEL3)」となり、土砂災害の発生する可能性が高まったとき ○大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等へのクラック等)が発見されたとき
警戒レベル4 避難指示(緊急)	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度メッシュが「土砂災害発生のおそれ大(LEVEL4)」となったとき ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき ○避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき ○土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報が国土交通省または滋賀県から通知されたとき
警戒レベル5 災害生情報	○土砂災害が発生したとき

※ 地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合には、上記の避難基準に達していない場合においても、避難勧告等の発令を行う。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合の詳細情報は、インターネットで確認する。
(<http://www.shiga-bousai.jp/dosya/info/>)

3-3 避難対象地区の判断

避難勧告等の発令を判断したとき、災害が及ぶと予想される避難対象地区を選定する。

避難対象地区は、それぞれ用いた避難勧告等の判断基準ごとに設定し、原則、洪水等の場合は、洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害の場合は、土砂災害警戒区域に係る地域を避難対象地区とする。

(1) 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難対象地区

避難勧告等は、野洲川下流洪水浸水想定区域に係る表3-7に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-7 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
上鈎	治田	◎治田小学校 ◎コミュニティセンター治田 ○栗東市民体育館
下鈎、中沢1・3丁目	治田西	◎治田西小学校 ◎コミュニティセンター治田西 ○治田西幼稚園（幼児園） ○治田西保育園（幼児園） ○治田西スポーツセンター ○栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
伊勢落、林（国道1号以南）、高野、六地藏、小野、手原1～8丁目	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○※葉山中学校 ○葉山東児童館
大橋1～7丁目、林（国道1号以北）、出庭、辻	葉山	◎※葉山小学校 ◎※コミュニティセンター葉山 ○※葉山幼稚園（幼児園） ○※栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）
茹原、笠川、縷4～10丁目、北中小路	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝幼稚園 ○※栗東西中学校
蜂屋、野尻、縷1～3丁目	大宝東	◎※大宝東小学校 ○※栗東芸術文化会館 ○大宝幼稚園分園
小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難勧告等の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(2) 水位周知河川（草津川）に関する避難対象地区

避難勧告等は、草津川洪水浸水想定区域に係る表3-8に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-8 水位周知河川（草津川）に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
御園、井上、東坂、観音寺	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝幼稚園（幼児園） ○金勝第1保育園（幼児園） ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
岡、目川、坊袋、川辺、上鉤	治田	◎※治田小学校 ◎※コミュニティセンター治田 ○※栗東市民体育館
下戸山、上砥山、安養寺6～8丁目	治田東	◎治田東小学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○※栗東中学校 ○治田東幼稚園（幼児園） ○※学習支援センター ○治田東保育園（幼児園） ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
下鉤、小柿1～10丁目、中沢1～3丁目	治田西	◎※治田西小学校 ◎※コミュニティセンター治田西 ○※治田西幼稚園（幼児園） ○※治田西保育園（幼児園） ○※治田西スポーツセンター ○※栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
荻原、笠川、縷4～6丁目	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝幼稚園 ○※栗東西中学校
小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難勧告等の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(3) その他河川等に関する避難対象地区

避難勧告等は、県が公表している地先の安全度マップ（200年確率）をもとに表3-9に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-9 その他河川等に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
御園、荒張、東坂	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝幼稚園（幼児園） ○金勝第1保育園（幼児園） ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
岡、目川、坊袋、川辺、上鉤	治田	◎※治田小学校 ◎※コミュニティセンター治田 ○※栗東市民体育館
下戸山、上砥山、安養寺1～8丁目	治田東	◎治田東小学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○※栗東中学校 ○治田東幼稚園（幼児園） ○※学習支援センター ○治田東保育園（幼児園） ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
下鉤、小柿1～10丁目、中沢1～3丁目	治田西	◎※治田西小学校 ◎※コミュニティセンター治田西 ○※治田西幼稚園（幼児園） ○※治田西保育園（幼児園） ○治田西スポーツセンター ○※栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
伊勢落、林（国道1号以南）、高野、六地藏、小野、手原1～8丁目	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○※葉山中学校 ○葉山東児童館
大橋1～7丁目、林（国道1号以北）、出庭、辻	葉山	◎※葉山小学校 ◎※コミュニティセンター葉山 ○※葉山幼稚園（幼児園） ○※栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）
苅原、笠川、縷4～10丁目	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝幼稚園 ○※栗東西中学校
蜂屋、野尻、縷1～3丁目	大宝東	◎※大宝東小学校 ○※栗東芸術文化会館 ○大宝幼稚園分園
小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難勧告等の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(4) 土砂災害に関する避難対象地区

避難勧告等は、土砂災害警戒区域に係る表3-10に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-9 土砂災害の避難施設の想定

避難対象地区	学区	避難所等
御園、荒張、井上、東坂、 観音寺	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝幼稚園（幼児園） ○金勝第1保育園（幼児園） ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
上砥山、下戸山	治田東	◎栗東中学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○治田東幼稚園（幼児園） ○学習支援センター ○治田東保育園（幼児園） ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
六地藏、伊勢落	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○葉山中学校 ○葉山東児童館

◎避難勧告等の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

4 避難所等の開設

市長（災害対策本部体制時は本部長）が避難勧告等発令や避難対象地区を判断した場合、市は、避難対象地区にある指定緊急避難場所または指定避難所（以下、「避難所等」という）を開設する。

なお、緊急時には、避難所等の開設状況に関わらず、避難勧告等を発令する。
また、避難所等の開設・運営の詳細は避難所運営マニュアルによる。

4-1 避難所等の開設の伝達

避難勧告等の発令及び避難対象地区が決定されたとき、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、避難対象地区にある避難所等の施設管理者（勤務時間外は、施設管理者または対策支部職員）に、避難所等の開設を伝達する。

⇒ 資料編「7 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」（p資料14～15）参照

4-2 避難所開設準備及びその報告

避難所等の開設に関する連絡を受けた施設管理者（勤務時間外は、施設責任者または対策支部職員）は、相互に連携を図りながら、避難所運営マニュアルなどに従い、施設の安全確認や周辺地区の被災状況などを把握のうえ、避難所等の開設準備を実施し、受け入れ態勢が整ったら、その旨を危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）に報告する。

4-3 避難誘導體制の確立

避難所等の開設準備が整ったとき、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、草津警察署、湖南広域消防局中消防署、消防団、自治会（自主防災組織）と連携し、避難誘導體制を確立する。

5 避難勧告等の伝達

市長(災害対策本部体制時は本部長)が避難勧告等の発令を判断したときは、市は、次の要領で市民、要配慮者・福祉関係機関、防災関係機関等に避難勧告等の伝達を行う。

5-1 避難勧告等の発令

本部事務局は、秘書広報班、自治振興班、福祉部各班と連携して、避難勧告等の種類や緊急度に応じて市民、要配慮者・福祉関係機関、防災関係機関等に避難勧告等の伝達を行う。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の別、避難の時期、避難場所、避難の経路(通行不能箇所)、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

住民のとるべき行動は、表5-1を参考に警戒レベルに応じて、その内容を付記する。

また、立退き避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置をとる旨を併せて付記する。

表5-1 警戒レベルと住民がとるべき行動の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報(避難情報等)
5	○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	○災害発生情報 ^{※1}
4	○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	○避難勧告 ○避難指示(緊急) ^{※2}
3	○高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	○避難準備・高齢者等避難開始
2	○避難に備え自らの避難行動を確認する。	○洪水注意報・大雨注意報
1	○災害への心構えを高める。	○警報級の可能性

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

5-2 避難勧告等の伝達手段、伝達先

避難勧告等の伝達手段は、避難勧告等の種類や緊急度に応じて検討し、必要に応じた広報実施体制を確立する。

なお、避難勧告等の伝達手段は、伝達先別に概ね次の役割分担で実施する。

また、あらかじめ広報文例を準備し、複数の伝達手段を用いて、避難勧告等を伝達する。

⇒ 資料編「8 広報文例」(p資料16~17) 参照

(1) 市民に対する伝達

ア 市全域など広域を対象とするとき

- ・同報系防災行政無線（担当：本部事務局）
- ・メール配信（担当：本部事務局）
- ・新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
（担当：本部事務局、秘書広報班）
- ・広報車による巡回広報（担当：秘書広報班）
- ・ホームページ（担当：秘書広報班）
- ・Ｌアラート（情報班）
- ・関係自治会長（担当：自治振興班）
- ・その他

イ 特定の地域を対象とするとき

- ・同報系防災行政無線（担当：本部事務局）
- ・自治会長による伝達組織を利用した広報（担当：自治振興班）
- ・広報車による巡回広報（担当：秘書広報班）
- ・その他

(2) 避難対象地域の要配慮者、福祉関係機関に対する伝達

- ・災害時避難行動要支援者登録者へ連絡（担当：福祉部各班）
- ・市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の避難支援者へ連絡
（担当：福祉部各班）
- ・災害危険区域に係る要配慮者利用施設の施設管理者へ連絡(担当:各部各班)

⇒ 資料編「9 災害危険区域に係る要配慮者利用施設」(p資料18~19) 参照

(3) 防災関係機関に対する伝達

本部事務局は、避難勧告等を発令したときは、指定の報告様式に必要事項を記入し、放送事業者、地域放送局、県（防災危機管理局）、南部土木事務所などへFAXにより送付するとともに、県防災情報システムにその旨入力する。

また、その他、湖南広域消防局中消防署、草津警察署、消防団、琵琶湖河川事務所等へ連絡する。

⇒ 資料編「10 報告様式」(p資料20) 参照

6 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除判断は、原則、本部長が行うが、適宜、本部会議に諮り、その審議内容を参考とする。

また、避難解除対象地区の判断も同様とする。

6-1 避難勧告等の解除基準

本部事務局は、収集した各種情報をもとに、避難勧告等の発令解除となる情報を整理し、災害対策本部に避難勧告等の発令解除について具申を行う。

避難勧告等の解除は、原則、次に示す基準に基づいて行う。

ただし、必要に応じて、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、表3-2に示す関係機関に助言を求める。

(1) 洪水

ア 洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

イ その他河川等

当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除する。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。

6-2 避難勧告等の解除の伝達

避難勧告等解除の伝達は、5-2で示した同様の手段によって、伝達を行う。

資料編

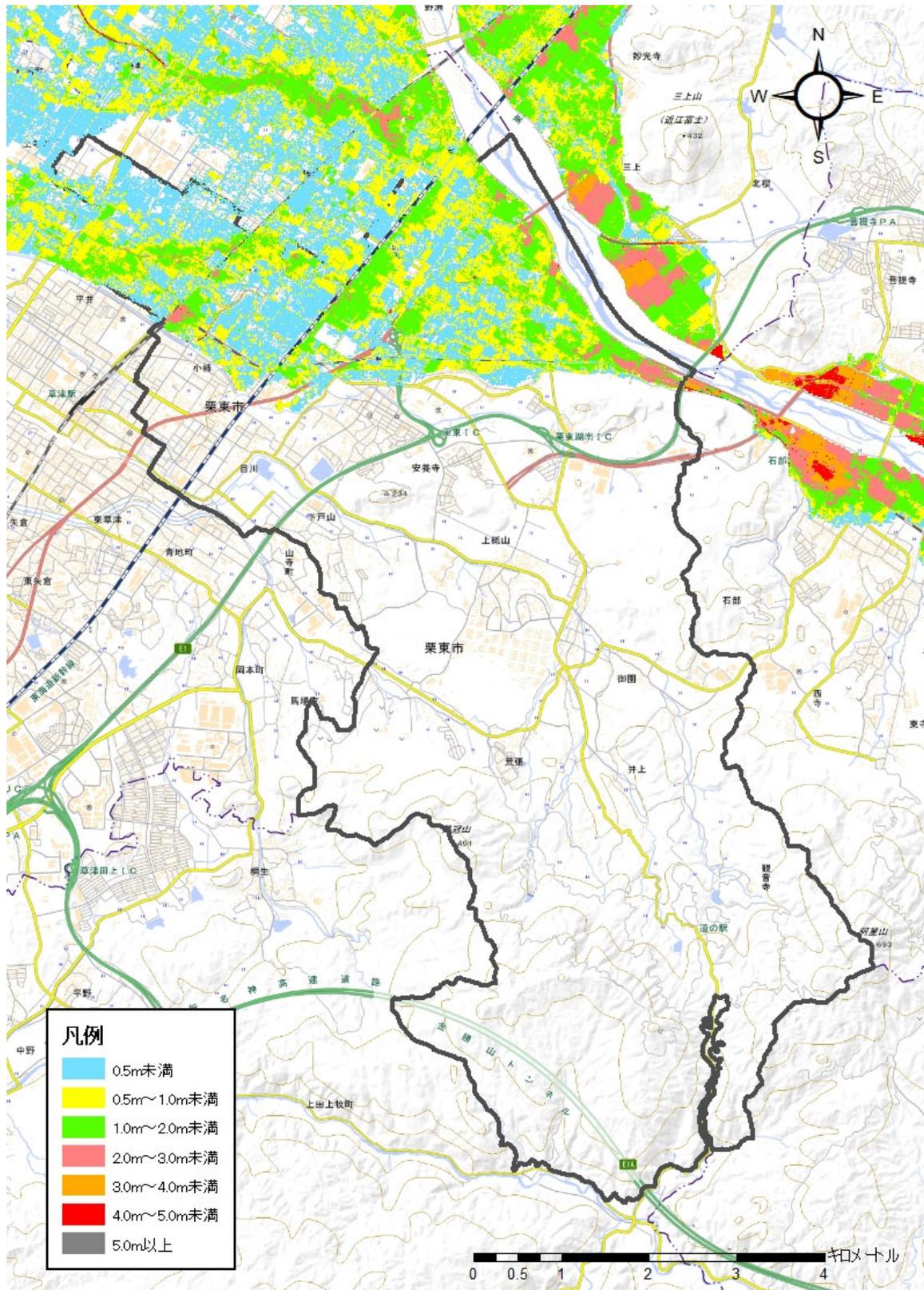
1 避難勧告等の実施基準

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・ 高齢者等避難開始		市長	要配慮者等に対する避難情報の発表	○要配慮者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難勧告		市長 災害対策基本法 60条	立退きの勧告 及び立退き先の指示	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
避難の 指示等		知事及びその命を受けた職員 水防法 29条 地すべり等防止法 25条	立退きの指示	○洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 水防法 29条	立退きの指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
		市長 災害対策基本法 60条	立退き及び立退き先の指示	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		警察官 災害対策基本法 61条 警察官職務執行法 4条	立退きの指示 警告 避難等の措置	○市長が避難のための立退きを指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 自衛隊法 94条	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
知事による避難の指示の代行			○知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する	

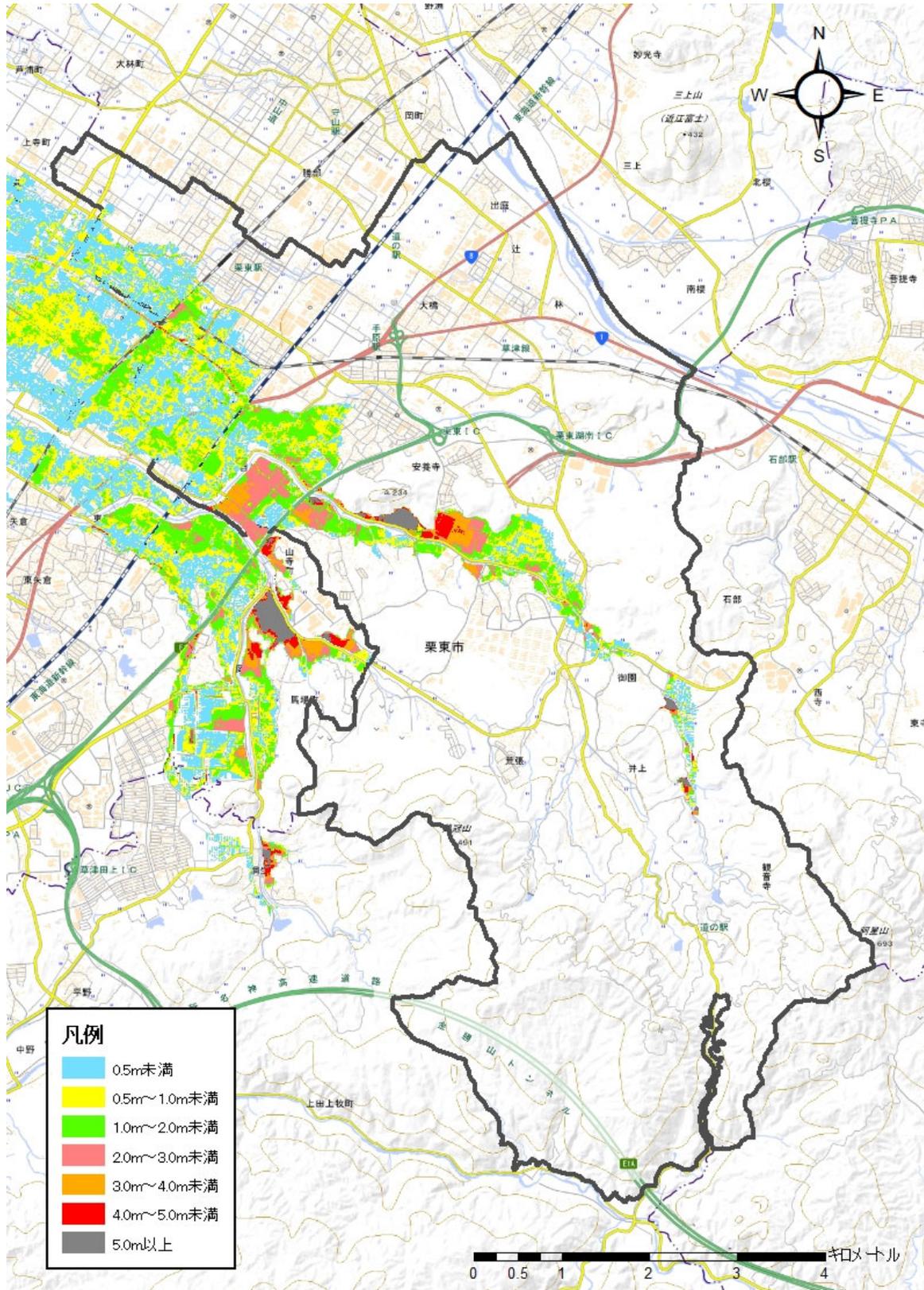
※避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、指示（緊急）又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

2 洪水浸水想定区域

(1) 野洲川下流（想定最大規模）



(2) 草津川（想定最大規模）



3 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域（土石流）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	成谷川支流	3321013	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 642 号	-	-
2	荒張	成谷川支流	1321002	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 359 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 707 号
3	荒張	走井川	1321001	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 362 号	-	-
4	観音寺	金勝川	1321003	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 363 号	-	-
5	観音寺	端ヶ谷川	2321006	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 364 号	-	-
6	観音寺	平谷川	2321007	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 365 号	-	-
7	荒張	柏谷	3321014	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 366 号	-	-
8	荒張	美之郷川	2321005	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
9	荒張	円徳川	3321009	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
10	荒張	雨丸川支流	3321010	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
11	荒張	雨丸川	3321011	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
12	荒張	細川	3321012	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	-	-
13	東坂	心行路川支流	3321016	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
14	東坂	心行路川	3321017	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
15	荒張	菖蒲谷	3321008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	-	-
16	荒張	穴口川	3321015	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
17	安養寺	葉山川支流	1342078	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
18	六地藏	葉山川支流	1342077	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
小計		18箇所					

(2) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	走井	I-2006	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 376 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 710 号
2	御園	柳原	I-2007	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 377 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 711 号
3	観音寺	観音寺	I-2002	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 378 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 712 号
4	観音寺	観音寺-2	I-2746	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 379 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 713 号
5	荒張	成谷	I-2004	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 380 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 714 号
6	荒張	荒張	I-2005	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 381 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 715 号
7	荒張	荒張 3 号	I-2014	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 382 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 716 号
8	荒張	荒張-5	I-2734	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 383 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 717 号
9	東坂	東坂	II-2001	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 384 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 718 号
10	東坂	阿弥陀寺	II-2725	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 385 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 719 号
11	荒張	走井 2 号	I-2015	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 391 号	-	-
12	荒張	走井 3 号	I-2016	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	-	-
13	荒張	走井-3	II-2776	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
14	荒張	荒張-6	II-2739	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
15	荒張	成谷-1	II-2777	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
16	荒張	成谷-2	II-2778	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
17	荒張	荒張-15	III-2708	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
18	荒張	荒張-4	II-2732	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
19	荒張	荒張-9	II-2752	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
20	荒張	荒張-18	III-2781	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
21	観音寺	観音寺-1	II-2745	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 133 号
22	荒張	走井-4	III-2787	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
23	荒張	走井-5	II-2788	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
24	荒張	走井-6	II-2789	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
25	荒張	走井-7	II-2790	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
26	荒張	敬恩寺	II-2741	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
27	荒張	片山-1	Ⅱ-2742	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
28	荒張	荒張-10	Ⅱ-2753	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
29	荒張	荒張-11	Ⅱ-2754	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
30	荒張	美之郷-2	Ⅱ-2791	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
31	荒張	美之郷-3	Ⅱ-2792	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
32	荒張、御園	美之郷-4	Ⅲ-2793	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
33	荒張	雨丸-1	Ⅲ-2794	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
34	荒張	雨丸-2	Ⅱ-2795	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 67 号
35	井上	井上	I-2003	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
36	井上	井上-1	Ⅱ-2730	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
37	井上	井上-2	Ⅱ-2733	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
38	井上	井上-3	Ⅱ-2735	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
39	井上	井上-4	Ⅱ-2736	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
40	井上	井上-5	Ⅱ-2738	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
41	東坂・御園	東坂-1	Ⅲ-2702	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
42	東坂	東坂-2	Ⅱ-2731	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	-	-
43	六地藏	六地藏-1	Ⅱ-2713	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
44	六地藏	六地藏-2	Ⅱ-2714	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
45	六地藏	日向山古墳	Ⅱ-2715	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
46	六地藏	六地藏-3	Ⅱ-2722	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
47	御園	辻越-1	Ⅱ-2802	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
48	御園	辻越-2	Ⅱ-2803	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
49	御園	辻越-3	Ⅱ-2806	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
50	御園	辻越-4	Ⅱ-2726	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
51	御園	蔵町-1	Ⅱ-2804	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
52	御園	蔵町-2	Ⅱ-2805	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
53	御園	八王子	Ⅱ-2008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
54	伊勢落	寿泉神社	Ⅱ-2711	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
55	伊勢落	岩上神社	Ⅱ-2712	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
56	観音寺	観音寺-3	Ⅱ-2747	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
57	荒張	美之郷	Ⅱ-2740	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
58	荒張、草津市山寺町	浅柄野-1	Ⅲ-2706	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
59	上砥山、小野	上砥山-5	Ⅱ-2807	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
60	上砥山	日吉神社	Ⅱ-2716	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
61	上砥山	上砥山-1	Ⅱ-2717	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
62	上砥山	上砥山-6	Ⅱ-2718	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
63	下戸山	五百井神社	Ⅱ-2719	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
64	荒張	片山-2	Ⅱ-2749	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	-	-
	湖南省丸山町四丁目、東坂	麻田<1>	Ⅲ-3706	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 33 号
65	安養寺	安養寺-1	I-2810	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
66	安養寺	安養寺-2	I-2811	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	-	-
67	井上	井上-6	Ⅱ-2812	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
68	上砥山	上砥山-7	Ⅱ-2813	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
69	御園	中村-1	I-2815	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
70	御園	蔵町-3	Ⅱ-2816	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
71	御園	辻越-5	Ⅱ-2817	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
72	御園	御園-3	I-2737	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
73	下戸山	和田古墳	Ⅱ-2818	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
74	六地藏	六地藏-4	Ⅱ-2819	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
75	六地藏	六地藏-5	Ⅱ-2820	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
小計		75 箇所					

(3) 土砂災害警戒区域（地すべり）指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	観音寺	観音寺	4025	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 147 号	-	-
小計		1 箇所					

4 気象予警報の種別および発表基準等

令和元年 11 月 14 日現在
発表官署 彦根地方気象台

栗東市	府県予報区	滋賀県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地	近江南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	金勝川流域=8.6, 葉山川流域=5.6
			複合基準 ^{*1}	-
			指定河川洪水予報による基準	野洲川下流 [野洲], 淀川水系野洲川上流 [横田橋・水口橋]
		暴風	平均風速	20m/s
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	80
	洪水		流域雨量指数基準	金勝川流域=6.8, 葉山川流域=4.2
			複合基準 ^{*1}	野洲川流域=(5, 25.1), 葉山川流域=(5, 4.2)
			指定河川洪水予報による基準	野洲川下流 [野洲]
		強風 ^{*3}	平均風速	12m/s
		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
		雷	落雷等により被害が予想される場合	
		融雪		
		濃霧	視程	100m
		乾燥 ^{*3}	最小湿度 40% で, 実効湿度 65%	
		なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか ① 24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 日最高気温 10℃ 以上 ③ 24 時間雨量 15mm 以上	
		低温	最低気温 -5℃ 以下 ^{*2}	
	霜	4 月以降の晩霜		
	着氷			
	記録的短時大雨情報	1 時間雨量	90mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は彦根地方気象台の値。

*3 火災気象通報基準は強風注意報および乾燥注意報の発表基準と同一とする。

5 情報システムで提供される防災気象情報等

(1) 気象庁が提供する気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	説明	主な提供サイト
気象情報	台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	気象庁HP 防災情報提供システム
	府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	
	早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が〔高〕〔中〕2段階で提供される。 警報級の可能性は、平成31年度出水期から「早期注意情報」という名称で発表される。警戒レベル1	
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	
	洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル2。	
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
	洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）	
	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
	暴風特別警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	

(2) 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁HP 60分毎 防災情報提供システム 10分毎	気象庁HP 防災情報提供システム
	テレメータ雨量	国土交通省	国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	河川の流域における平均の雨量	10分毎	市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ノウキャスト	気象庁	現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの	5分毎	気象庁HP 防災情報提供システム
	レーダー雨量（Cバンドレーダ）	国土交通省	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布 1kmメッシュで観測	5分毎	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	レーダー雨量（XRAIN）	国土交通省	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布 250mメッシュで観測	1分毎	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	防災情報提供センター（国土交通省）
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの 気象庁HPでは「今後の雨」という名称で公開	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	気象庁HP 防災情報提供システム
	高解像度降水ノウキャスト	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの 気象庁HPでは「雨雲の動き」という名称で公開	5分毎	気象庁HP 防災情報提供システム

(3) 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	カメラ画像	国土交通省	カメラによる河川の画像情報	—	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	テレメータ水位	国土交通省	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	川の防災情報
	危機管理型水位計水位	国土交通省又は県	国土交通省河川事務所等が観測した水位	大河川10分毎、中小河川5分毎、水位が急激に上昇する河川2分毎	川の水位情報
	水位予測	国土交通省	洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	市町村向け川の防災情報

(4) 洪水等に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国土交通省又は県と気象庁の共同	国や県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される	—	気象庁HP 防災情報提供システム 川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	水位到達情報(河川)	国土交通省又は県	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される	—	市町村向け川の防災情報
	洪水情報のプッシュ型配信	国土交通省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位を超えた)情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する	—	国土交通省HP
	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報(6時間先までの降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化	10分毎	防災情報提供システム

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
		した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる		
洪水警報の危険度分布	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。 水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	気象庁HP 防災情報提供システム
大雨警報（浸水害）の危険度分布	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10分毎	気象庁HP 防災情報提供システム
大雨危険度通知（H31出水期から提供開始）	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎（危険度が変動したとき）	気象庁HP

(5) 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	気象庁	1km四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている	10分毎	気象庁HP 防災情報提供システム
	土砂災害危険度情報	県	土砂災害警戒情報の詳細情報として、大雨による地域の詳細な土砂災害発生の危険性を知らせるための情報 http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php	—	滋賀県土木防災情報システム
	土砂災害警戒情報	気象庁と県の共同	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	—	気象庁HP 防災情報提供システム
	大雨危険度通知（H31出水期から提供開始）	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎（危険度が変動したとき）	気象庁HP

6 洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト

洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト

情報整理担当者 課 氏名

発見者（通報者）

発見者（通報者）連絡先

※該当するチェックボックスに印をつける。

項目	チェックすること
洪水害	<input type="checkbox"/> 河川管理施設（堤防等）に漏水を確認した。 <input type="checkbox"/> 河川管理施設（堤防等）に亀裂を確認した。 <input type="checkbox"/> 水位が高く、破堤のおそれがある。 <input type="checkbox"/> 破堤を確認した。
土砂災害	<input type="checkbox"/> 斜面に亀裂を確認した。 <input type="checkbox"/> 小石が斜面からばらばらと落ち出した。 <input type="checkbox"/> 異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえた。 <input type="checkbox"/> 異常な臭い（きな臭い）がした。 <input type="checkbox"/> 斜面にはらみが見られた。 <input type="checkbox"/> 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。 <input type="checkbox"/> 水の吹き出しが見られた。 <input type="checkbox"/> 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められた。 <input type="checkbox"/> 近くで山崩れ、土石流が発生している。 <input type="checkbox"/> 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえた。 <input type="checkbox"/> 溪流に流木などが混ざっていた。 <input type="checkbox"/> 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始めた。 <input type="checkbox"/> 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない。

7 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝幼稚園（幼児園）	御園 1009-1	558-0829	○	○	○
	3	金勝第1保育園（幼児園）	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	4	金勝第2保育園（幼児園）	御園 1028	558-0068	○	○	○
	5	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	6	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	7	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	8	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	9	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○*	○	○
	10	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	—	○	○
	11	治田保育園	坊袋 162	552-1079	—	○	○
	12	治田児童館	目川 871-1	551-1431	—	○	○
	13	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○*	○	○
	14	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○*	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○*	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東幼稚園（幼児園）	安養寺 6-7-29	552-1717	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○*	○	○
	20	治田東保育園（幼児園）	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
21	栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○	
治田西	22	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○*	○	○
	23	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	○*	○	—
	24	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	○*	○	—
	25	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○*	○	○
	26	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○*	○	○
	27	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○*	○	○
葉山東	28	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	29	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 460-1	553-9110	○	○	○
	30	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	31	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○*	○	○
	32	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	33	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
葉山	34	葉山小学校	高野 310	552-0018	○*	○	○
	35	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-4864	○*	○	○
	36	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	—	○	○
	37	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	38	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○*	○	○
	39	栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	40	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	—	○	○
	41	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	42	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○*	○	○
	43	大宝幼稚園	縹 8-16-9	552-1698	○*	○	○
	44	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○
	45	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	○*	○	○
	46	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	○*	○	○
	47	大宝公園	縹 7-5-5	—	—	—	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝東	48	栗東芸術文化会館	糺 2-1-28	551-1455	○*	○	○
	49	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○*	○	○
	50	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	—	○	○
	51	大宝幼稚園分園	糺 3-3-6	551-5242	○	○	○
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○*	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○*	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○*	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	—	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(2) 指定避難所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝幼稚園（幼児園）	御園 1009-1	558-0829	
	3	金勝第1保育園（幼児園）	御園 1009-1	558-0250	
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	5	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	6	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	7	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
治田東	8	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	9	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	10	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	11	治田東幼稚園（幼児園）	安養寺 6-7-29	552-1717	
	12	治田東保育園（幼児園）	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 460-1	553-9110	
	19	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
葉山	22	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	23	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-4864	
	24	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	
	25	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	26	大宝小学校	糺 7-14-19	552-2279	
	27	コミュニティセンター大宝	糺 7-9-21	553-1900	
	28	栗東西中学校	糺 4-13-47	553-9101	
大宝東	29	栗東芸術文化会館	糺 2-1-28	551-1455	
	30	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	31	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	32	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	33	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

8 広報文例

(1) 洪水の場合の避難勧告等の伝達文の例

1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。
- こちらは、栗東市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難してください。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2) 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、栗東市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

2') 【警戒レベル4】避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、栗東市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、栗東市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

(注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

(2) 土砂災害の場合の避難勧告等の伝達文の例

1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2) 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

2') 【警戒レベル4】避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

3) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

(注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

9 災害危険区域に係る要配慮者利用施設

(1) 野洲川洪水浸水想定区域に係る施設

番号	施設名称	所在地	電話番号 (077)	備考
1	葉山幼稚園（保育園）	高野 289	552-0079	
2	こだま保育園	野尻 451-1	554-5262	
3	こだまふれんど保育園	荻原 141	554-3239	
4	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	
5	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	
6	大宝児童館	糺六丁目 13-10	551-1950	
7	大宝東児童館	糺二丁目 4-5	551-2360	
8	大宝西児童館	霊仙寺四丁目 2-66	552-7240	
9	葉山学童保育所うさぎクラブ	高野 568-4	554-4469	
10	大宝学童保育所たけのこクラブ	糺七丁目 8-3	554-0657	
11	大宝東学童保育所みつばちクラブ	野尻 502-1	554-0602	
12	大宝西学童保育所星の子クラブ	霊仙寺四丁目 2-3	554-2460	
13	学童保育所大宝こだまクラブ	荻原 141	554-3239	
14	栗東なかよし作業所	下鈎 784	552-5413	
15	くりのみ作業所	高野 190-4	552-0103	
16	おもや	霊仙寺六丁目 3-21	598-1361	
17	NPO 法人 チョー栗東元気玉クラブ	高野 568-4	554-1165	
18	真下胃腸科医院デイサービスセンター 悠々	霊仙寺一丁目 1 番 52 号	553-1118	
19	笑	糺六丁目 8 番 14 号	598-6444	
20	デイサービス阿吽ケア栗東	出庭 862 番地 2	554-8137	
21	真下胃腸科医院 デイサービスセンター いきいき	糺五丁目 15 番 38 号	553-2800	
22	東和デイサービス野尻の家	野尻 121 番地 2	551-2105	
23	栗東リハビリテーションセンターゆたか	北中小路 27 番地 1	553-4605	
24	東和デイサービス大宝の家	糺八丁目 19 番 31 号	551-0456	
25	デイサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	
26	デイサービス リハビリサポート 結	下鈎 878 番地 1	574-8448	
27	小規模デイサービス阿吽ケア	手原三丁目 11 番 12 号	554-8137	
28	介護老人保健施設 ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2	551-2600	
29	こびらい生協診療所通所リハビリテーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	
30	済生会介護老人保健施設ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	
31	福) 恩賜財団済生会支部滋賀県済生会ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	
32	グループホーム大宝の郷	糺八丁目 17 番 54 号	554-7557	
33	グループホームりょうせんの郷	糺五丁目 15 番 38 号	553-5008	
34	サンライフ栗東	糺五丁目 1 番 15 号	554-5120	
35	シルバーハウス大宝	糺八丁目 19 番 31 号	554-1188	
36	シルバーハウス栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	
37	かのうクリニック	糺三丁目 10-22	554-2960	
38	こびらい生協診療所	小平井三丁目 2-25	553-9696	
39	済生会滋賀県病院	大橋二丁目 4-1	552-1221	
40	大宝医院	糺九丁目 2-15	552-3819	

番号	施設名称	所在地	電話番号 (077)	備考
41	だんの皮フ科クリニック	糺一丁目 10-1	551-1706	
42	パームこどもクリニック	野尻 440	551-2110	
43	ひえだ医院	辻 251-5	551-5388	
44	樋上循環器科内科医院	糺五丁目 1-35	552-6617	
45	まがらクリニック	十里 83-3	551-1500	
46	眞下胃腸科医院	霊仙寺一丁目 1-52	553-1041	
47	増田眼科	霊仙寺一丁目 2-19 E S P O 栗東 101	551-5085	
48	まるやま医院	野尻 590 あかつきビル 1 階	554-8881	
49	栗東なす耳鼻咽喉科	下鈎 864-1	554-8714	
50	栗東ピースクリニック	手原三丁目 11-2	553-3123	
51	渡辺産婦人科	野尻 435	551-1331	
52	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	
53	葉山小学校	高野 310	552-0018	
54	大宝小学校	糺 7-14-19	552-2279	
55	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
56	栗東西中学校	糺 4-13-47	553-9101	
57	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
58	葉山幼児園（幼稚園）	高野 289	552-4864	
59	大宝幼稚園	糺八丁目 16-9	552-1698	
60	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	

資料：令和元年 12 月現在

(2) 土砂災害警戒区域に係る施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	備考
1	福祉作業所 ほほえみ苑	荒張 1179	558-2783	
2	N P O 法人 ほのぼのハウ スマあるい	荒張 297 番地 5	558-2729	
3	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	

資料：令和元年 12 月現在

10 報告様式

緊急連絡（防災行政）

避難勧告等発令情報

(フリガナ)

滋賀県

市・町（第 報）

送付日時 月 日 時 分

1 分類

- 新規
 地域拡大（ ）
 種別変更
 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 避難勧告
 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 避難指示（緊急）
 避難勧告 ⇒ 避難指示（緊急）
- 解除

2 発令日時

月 日 時 分

3 対象地域・世帯

避難区分 A～C	(フリガナ) 対象地域	(フリガナ) 避難所	対象世帯数	発令の理由 ①～⑤

4 避難区分（上の表に番号を記入）

- A 避難指示（緊急）：被害の危険が目前に切迫しており、避難のため住民を立退かせるもの
- B 避難勧告：被害の危険が大きく、避難のため住民の立退きを勧めまたは促すもの
- C 避難準備・高齢者等避難開始：被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧めまたは促すもの

5 発令の理由（上の表に番号を記入）

- ① 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため
（河川名_____ 具体的な状況_____）
- ② 大雨による土砂災害の恐れがあるため 例）〇〇時に氾濫の恐れ
- ③ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
- ④ 地震による土砂災害の恐れがあるため
- ⑤ その他（_____）

6 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

